

2018年10月19日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
ヒューリックリート投資法人
代表者名 執行役員 時 田 榮 治
(コード：3295)

資産運用会社名
ヒューリックリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 時 田 榮 治
問合せ先 取締役企画・管理部長 一寸木和朗
(TEL. 03-6222-7250)

本投資法人の保有物件における KYB 株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社製免震・制振オイルダンパーの使用に関するお知らせ

ヒューリックリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2018年10月16日付で国土交通省から「KYB（株）及びカヤバシステムマシナリー（株）が製造した免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定等への不適合」が公表されたことを受け、本投資法人が本日現在保有する物件及び2018年10月12日付「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」にて公表いたしました取得を予定している物件について調査を行った結果、本日現在保有する物件のうち1物件（以下「本物件」といいます。）において、KYB 株式会社（以下「KYB」といいます。）及びカヤバシステムマシナリー株式会社（以下「カヤバシステムマシナリー」といいます。）が製造し、性能検査記録データの書き換え行為が行われたとされる認定番号が付された免震オイルダンパーの使用が判明しましたので、お知らせします。

本物件において使用されている免震オイルダンパーが国土交通大臣認定の性能基準に適合しない製品に該当するか否かについては、現時点では判明していません。

但し、国土交通省は報道発表資料の中で、国土交通大臣認定又は顧客との契約の内容に適合しない製品（以下「不適合製品」と総称します。）のうち、オイルダンパーの減衰力性能の基準値からの乖離値が特に大きい製品が設置された建築物（免震4棟、制振2棟）及び2015年3月に免震材（高減衰積層ゴム支承）の認定不適合等が問題となった東洋ゴム工業株式会社関連の1棟に関し、KYB 及びカヤバシステムマシナリーから依頼を受けた当該建築物の構造設計を担当した設計事務所が構造安全性を検証した結果に基づき、震度6強から7程度の地震に対して倒壊するおそれはないとの見解が第三者機関から得られていると公表しています。

また、KYB は、不適合製品を早急に交換すること及び性能検査記録データの書き換えの有無が不明な製品についても、交換を前提として引き続き調査を進めることを公表しています。したがって、仮に本物件において国土交通大臣認定の性能基準に適合しない製品の使用が確認された場合であっても、KYB 及びカヤバシステムマシナリーによる適合製品への交換が実施される予定であることから、本投資法人の業績へ与える影響は限定的であると現時点においては考えてい

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の保有物件における KYB 株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社製免震・制振オイルダンパーの使用に関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行人又は売出人から入手することができ、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ます。

以 上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス : <https://www.hulic-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の保有物件における KYB 株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社製免震・制振オイルダンパーの使用に関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。